

仙台市ホームレス自立支援等実施計画

平成 16 年度 20 年度

平成 16 年 11 月

仙 台 市

目次

1	計画策定の趣旨及び計画期間	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画期間	1
2	本市のホームレスの現状	2
3	本市におけるこれまでの取り組みと課題	4
(1)	ホームレス自立支援等に関する取り組み	4
(2)	今後の課題	5
4	計画の目標	7
(1)	計画の基本目標	7
(2)	施策推進の基本的視点	7
5	施策体系	9
(1)	総合的な相談・支援の仕組みづくり	9
(2)	自立支援事業等の推進	10
(3)	就業機会及び住居の確保の促進	12
(4)	社会福祉施設の活用及び生活保護の適用	12
(5)	保健・衛生面の向上	13
(6)	公共施設の適正な管理	14
6	計画の推進	16
(1)	計画の進行管理	16
(2)	市民協働による取り組みの推進	16

1 計画策定の趣旨及び計画期間

(1) 計画策定の趣旨

近年のきびしい経済・雇用情勢のもと、働く場所や住居を失い、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人々が、都市公園、道路、河川などを起居の場所として多数存在している。

ホームレスの人々の多くは、きびしい生活環境の中で、食事の確保や健康面などで多くの問題を抱えている。また、一部の地域では、ホームレスの人々による公園等の占有により、公共施設の適正な利用が妨げられているなどの問題が生じており、その解決を図ることが求められている。

ホームレスの人々は、様々な要因が重なり合って、ホームレスの状態に至っているが、緊急的な援護を受け続けるだけではその問題は解決しない。こうした問題の解決に向けては、まずもってホームレスの人々の自助努力が求められるべきものであり、その意思を尊重した支援の仕組みづくりを推進するとともに、公園等の公共施設の占有に対しては、市民の適正な利用の確保の観点から、毅然とした対応も必要となる。

ホームレスの人々の自らの努力を期待しつつ、地域全体がホームレス状態を生み出さない環境づくりに努めるとともに、ホームレスの人々の自立に対する積極的な支援を行うことが大切である。

この計画は、ホームレスに関する問題の解決に向け、本市の実情に応じ、取り組むべき施策の目標や方針を定め、保健・福祉、住宅、労働など幅広い分野にわたる施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るものである。

なお、本計画は、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「国の基本方針」という。）」に則して策定するものである。

(2) 計画期間

ホームレスの人々の自立支援等に関する施策を中期的に推進する必要があること、また、国の基本方針が5年を目途に見直しが行われることなどを踏まえ、計画期間は平成16年度から20年度までの5ヵ年とする。

2 本市のホームレスの現状

本市では、平成 15 年 1 月から 2 月に行われた国の「ホームレスの実態に関する全国調査」において、203 人のホームレスの人々を確認している。平成 11 年及び平成 13 年に本市独自で行った調査時点から増加している。

< 参考：本市独自の実態調査におけるホームレスの人数 >

平成 11 年 10 月調査 111 人

平成 13 年 8 月調査 131 人

「ホームレスの実態に関する全国調査」本市における調査（平成 15 年 1 月） 結果の概要

確認したホームレス数は 203 人で、所在を確認した場所の内訳では、「都市公園」が 36.5% で最も多く、次いで「駅舎」(19.7%)、「河川」(7.9%)、「道路」(0.5%)、「その他の施設」(35.5%) となっている。

また、全国調査において、個別面接によるホームレスの人々の生活実態調査を行ったところである。生活実態調査は、全国でホームレスの人数が比較的多いと考えられる市町村において、約 2,000 人を対象に行われ、本市においても 30 人を対象に実施した。

本市の生活実態調査の結果（概要）は次のとおりである。

年齢

平均年齢は 55.1 歳となっており、50 歳代から 60 歳代の中高年層が 7 割を占めている。

路上生活期間

「1 年未満」が 56.6% と最も多く、次いで「1 年以上 3 年未満」「3 年以上 5 年未満」がともに 20.0%、「5 年以上」が 3.3% となっており、路上生活期間 3 年未満の人が約 8 割を占めている。

健康状態

「体調不良」を訴える人は 50.0% で、このうち「通院や売薬で対処している」が 66.7%、「何も対処していない」が 33.3% となっている。

路上生活に至る理由

「倒産・失業」が 50.0% と最も多く、次いで「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が 16.7%、「仕事が減った」が 13.3% となっており、近年のきびしい経済・雇用情勢の影響により路上生活に至るケースが多いこ

とが伺える。

職歴

路上生活直前に就いていた仕事は、「建設業従事者」が 50.0%と最も多く、次いで「サービス業従事者」(20.0%)、「運輸・通信業」(10.0%)となっている。また、その時の雇用形態は、「常勤職員・従業員(正社員)」が 56.7%と最も多く、次いで「日雇い」が 23.3%、「臨時・パート・アルバイト」が 16.7%となっている。

今後の自立計画

「きちんと就職して働きたい」が 59.3%と最も多く、次いで「就職できないので福祉を利用して生活したい」が 14.8%、「今のままでいい」が 3.7%となっており、現状の生活から脱却して自立を希望する人が7割以上を占めている。

求職活動状況

「求職活動をしている」が 36.7%、「求職活動をしていないが、今後求職活動をする予定」が 40.0%となっており、求職意欲のある人が4分の3以上を占めている。

希望する就労支援(複数回答)

「自分たちにあった仕事先を開拓してほしい」が 51.9%と最も多く、次いで「事業主のホームレスに対する理解を進めてほしい」が 44.4%、「身元保証や住民票の設定を援助してほしい」が 44.4%、「もっと身近に就職の相談や求人情報が見られるようにしてほしい」が 40.7%、「就職訓練、職業講習を受けられるようにしてほしい」が 25.9%となっている。

全国の調査結果と比較すると、本市では、路上生活期間が3年未満の比較的短い人の割合が多いこと、常用雇用から失業して路上生活を余儀なくされている人の割合が多いこと、現状の生活から脱却して自立を希望する人の割合が多いこと、などが特徴となっている。

3 本市におけるこれまでの取り組みと課題

(1) ホームレス自立支援等に関する取り組み

本市においては、平成 8 年頃から、仙台駅周辺などの中心部においてホームレスの人々の増加傾向が見られ、公共施設等におけるホームレスの人々に関する問題が次第に顕在化してきた。こうしたことを踏まえ、平成 11 年及び 13 年に全市域を対象にしたホームレスの実態調査を行い、現状の把握に努めるとともに、把握した現状を踏まえ、平成 14 年度からは、巡回相談事業の実施や路上生活者等支援ホームの設置・運営、ホームレスの人々の支援を行う民間団体（以下「民間団体」という。）との連携による事業の取り組みなど、自立意欲のあるホームレスの人々に対する各種の支援施策を進めてきている。

巡回相談事業の実施

巡回相談員が市内を巡回し、ホームレスの人々の実態を把握するとともに、就労、健康、生活などについての相談や必要な助言・指導を行っている。また、路上生活者等支援ホームへの入所の助言や、障害・傷病等福祉の援護などの必要性に応じて各区役所保健福祉センター（福祉事務所、保健所）との連絡・調整を行うなど、ホームレスの人々の個々の状況に対応した支援を行っている。

平成 14 年度から青葉区役所保健福祉センター職員 2 名（他の 4 区役所も兼務）の体制により、市内全域を対象に巡回相談事業を開始し、平成 16 年度からは、より専門性を持った巡回相談活動を展開するため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会職員 2 名の体制で事業を行っている。

路上生活者等支援ホーム（清流ホーム）の設置・運営

自立意欲のあるホームレスの人々に対して、一定期間の居所、食事などを提供し、その間に就労や住居を確保し自立を図ることを目的として、平成 15 年 3 月に青葉区三居沢に「仙台市路上生活者等支援ホーム（通称：清流ホーム）」を設置し、運営している。

清流ホームは、定員 10 人で、居所や食事の提供のほか、生活や住居の確保などに関する相談・指導を行うとともに、公共職業安定所と連携した就労支援などを通じて、入所者の自立を支援している。清流ホームへの入所者については、入所前の結核健康診断の受診を義務付けるとともに、医療機関での健康診断の受診や、健康相談を実施している。また、自立した退所者に対して、定期的な訪問等を行い、退所後の生活状況を確認するとともに、生活

相談等に応じ、地域で安定した生活が継続されるよう支援している。

< 仙台市路上生活者等支援ホーム（清流ホーム）の概要 >

- ・設置主体 仙台市
- ・運営主体 社会福祉法人青葉福祉会
- ・所在地 仙台市青葉区荒巻字三居沢 1-15
- ・定員 10人（ただし、うち2人は緊急一時宿泊者用）
- ・開設 平成15年3月18日
- ・入所対象
 - ）働ける人で就労による自立をめざす人
 - ）高齢または身体的に働けない人で福祉の援護により自立をめざす人いずれも、性別、年齢を問わないが、各区役所保健福祉センター（福祉事務所）での面接で自立意欲の確認ができた人。
- ・入所期間
 - 入所中の自立活動の状況に応じて、90日間まで。ただし、就労した場合は、最長180日間まで延長も可。

保健・衛生面の向上

ホームレスの人々の健康対策の観点から、平成14年11月から、公園等において結核健康診断を実施している。健康診断により結核患者を確認した場合は、医療機関での治療などにより、治療を確実にを行う取り組みを行っている。

また、ホームレスの人々の衛生状態の改善を図るため、平成14年8月から、毎月2回、シャワー施設を提供するとともに、シャワー提供事業を行う民間団体に対し運営経費の一部を助成している。

緊急援護物資の提供

健康状態が悪化しているホームレスの人々に対する緊急一時的な対応として、民間団体との連携により、日用品や食料等を提供し、ホームレスの人々の心身の健康回復を図っている。

(2) 今後の課題

関係機関等との連携による総合的な相談・支援体制の整備

生活実態調査の結果や、巡回相談員による活動などから、ホームレスの人々の中には、生活困窮や体調不良、多重債務など様々な、かつ、個別的な問題

が多く存在していることが伺える。このような問題を解決するためには、ホームレスの人々の個々の状況を把握したうえで、的確な支援を行っていくことが必要であり、福祉、保健・医療等の関係機関や、民間団体も含め、相互の連携を強化した総合的な相談・支援体制の確立を図ることが課題となっている。

自立支援事業の充実

自立意欲のあるホームレスの人々への支援を行うため、平成 15 年 3 月に清流ホームを設置し、就労や住居の確保の支援を行い、これまで入所者の多くが自立を果たすなど、大きな成果をあげてきている。しかしながら、清流ホームは、入所定員が 10 人と小規模の施設であることや、面接で自立意欲が確認できた人に支援の対象を限定していることなどから、今後、より多くのホームレスの人々を対象に、個々の状況に応じた自立支援のプログラムに基づき、自立の意欲を喚起するとともに、就労や住居の確保に向けた活動を行うことのできる環境を整備することが課題となっている。

公園等公共施設の適切な管理

ホームレスの人々の実態調査の結果などから、都市公園や道路等の公共施設において、多くのホームレスの人々の所在が確認されている。ホームレスが起居している公園等の公共施設が所在する地域においては、ホームレスの人々による占有によって、公共施設の適正な利用が妨げられているなどの問題が生じている。このようなことから、ホームレスの自立支援の施策と連携しながら、公共施設の適切な管理を行うことにより、その適正な利用の確保を図ることが課題となっている。

4 計画の目標

(1) 計画の基本目標

ホームレスとなるに至った要因としては、主として、就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること、高齡や傷病等により、自立のためには医療や福祉等の援護が必要なこと、社会生活を拒否したり、逃避していること、の3つがあり、現実には、これらの要因が複雑に重なりあっている場合が多い。

また、本市の場合、路上生活期間が比較的短い人が多いこと、常用雇用から失業してホームレス生活を余儀なくされている人が多いこと、ホームレス状態からの脱却を希望する人が多いことなどが、特徴としてあげられる。

このような要因や背景及び本市の特徴などを踏まえ、次のとおり計画の基本目標を定める。

自立意思のある人々の路上生活からの脱却・自立した生活の定着

ホームレスに関する問題を解決するためには、ホームレスの人々が自らの意思で安定した生活を営むことができるように支援することが基本である。このため、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々に対して、路上生活から脱却し、地域社会において自立した生活を継続して送ることができるよう必要な支援を行っていく。

公園等公共施設の適正な利用の確保

ホームレスの人々の増加により、特に都心部を中心に公園等の公共施設の適正な利用が妨げられている事例が発生している。このため、ホームレスの人々の自立支援に関する施策との連携を図りつつ、公共施設の適切な管理を行い、その適正な利用を確保することにより、地域におけるホームレスに関する問題の解決を図っていく。

(2) 施策推進の基本的視点

基本目標の達成を目指し、ホームレスの人々に対する自立支援等に関する施策を推進していくにあたっては、次のような視点に立つ必要がある。

個々の状況に応じた総合的・きめ細やかな対応

ホームレスの人々の自助努力を基本に、個々の状況に応じ、保健・福祉、住宅、労働など幅広い分野にわたる支援策を総合的、かつ、きめ細やかに推進していく。

市民との協働による支援

市民、地域、行政の協働により、幅広い理解と協力、参画を得ながら、ホームレスの人々の自立支援等に関する取り組みを地域全体として推進していく。

5 施策体系

(1) 総合的な相談・支援の仕組みづくり

総合的な相談・支援体制の確立
巡回相談事業の実施
専門相談の実施

(2) 自立支援事業等の推進

(仮称)緊急一時宿泊施設の設置・運営
路上生活者等支援ホーム（清流ホーム）の運営
公園等清掃事業の実施

(3) 就業機会及び住居の確保の促進

公共職業安定所と連携した職業相談の実施
民間賃貸住宅に係る情報の提供

(4) 社会福祉施設の活用及び生活保護の適用

社会福祉施設の活用
生活保護の適用

(5) 保健・衛生面の向上

健康相談の実施
結核健康診断等の実施
シャワー提供事業の実施

(6) 公共施設の適正な管理

施策内容

(1) 総合的な相談・支援の仕組みづくり

ホームレスの人々の実情を把握し、個々の状況やニーズに応じた自立の支援が的確に図られるよう、関係機関と連携し、総合的な相談・支援体制を確立するとともに、巡回相談や各種の専門相談などを実施していく。

総合的な相談・支援体制の確立

各区役所保健福祉センター（福祉事務所、保健所）、巡回相談員、保護施設等社会福祉施設、民間団体、関係機関等の相互の連携により、ホームレスの人々に対する総合的な相談・支援体制を確立する。相談を受けた機関は、個々

の状況に応じて、(仮称)緊急一時宿泊施設等への入所案内や、保健福祉施策の活用に関する助言、専門的な相談機関の紹介等の具体的な指導を行うとともに、必要な関係機関に対する情報提供などを行う。

巡回相談事業の実施

巡回相談員が市内を巡回して、ホームレスの人々の実態把握や、就労、健康、生活などについての相談指導等を行うとともに、各区役所保健福祉センター（福祉事務所、保健所）などと連携した福祉、保健・医療等の支援や、緊急一時宿泊施設等への入所案内などを行う。

専門相談の実施

ホームレスの人々は、多重債務や、住民票の設定、離婚等家庭問題などの複雑、かつ、困難な問題を抱えているケースが多くあることから、関係機関等との連携により、弁護士や社会福祉士などによる専門的な相談・指導を実施し、自立を阻害している問題の解決を図る。

(2) 自立支援事業等の推進

ホームレスの人々が、自らの意思により安定した生活を営むことができるよう、新たに設置する「(仮称)緊急一時宿泊施設」や、清流ホームなどを中心として、入所者に対する生活相談・支援など、個々の状況に応じた、自立のための必要な支援を行っていく。

(仮称)緊急一時宿泊施設の設置・運営

平成 16 年度において、「(仮称)緊急一時宿泊施設」を設置し、ホームレスの人々に対して、緊急一時的な宿泊場所や食事などを提供するとともに、入所者に対しては、自立意欲の喚起・助長を図りながら、就労や住居の確保に向けての必要な支援を行う。

施設では、生活指導員が、入所者の個々の状況を把握・整理したうえで、その人の状況に応じた自立支援のプログラムを作成し、プログラムに基づいた必要な支援を行う。具体的には、生活指導員による生活に関する相談・指導による自立意欲の喚起・助長や、医師や看護師による健康相談、公共職業安定所との連携による職業相談や求職援助などを行う。また、傷病や高齢などのため、福祉の援護による自立が適当と判断された入所者や、一定の入所期間での努力にも関わらず就労の見込みが立たない入所者に対しては、本人の意思を尊重したうえで、各区役所保健福祉センター（福祉事務所）との協

議を行い、福祉の援護などにより自立を支援する。さらに、自立した退所者については、再び路上生活に戻らないよう、退所後の相談・支援等のフォローを行う。

なお、施設の設置・運営にあたっては、地域住民の意見・要望等を十分に踏まえ、周辺への環境に配慮した適切な事業運営に努めるとともに、公園の適正な利用の確保に取り組んでいく。

< (仮称)緊急一時宿泊施設設置計画の概要 >

- ・設置主体 仙台市
- ・運営主体 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（予定）
- ・所在地 仙台市宮城野区五輪（榴岡公園 仙台市公園緑地協会敷地内）
- ・定員 40人
- ・開設 平成17年3月（予定）
- ・入所対象
 - ）体調不良や衰弱等で緊急的な援護を要するホームレス
 - ）入所を希望するホームレス
- ・入所期間 2週間～3ヵ月

路上生活者等支援ホーム（清流ホーム）の運営

自立意欲のあるホームレスの人々に対して、一定期間、居所や食事などを提供し、生活指導や就労・住居の確保に関する支援を行う。

施設では、生活指導員による生活相談等を実施するとともに、公共職業安定所への同行や就労業種の検討に取り組むなど、公共職業安定所との連携により就労の確保を支援する。また、自立した退所者については、再び路上生活に戻らないよう、退所後の相談・支援等のフォローを行う。

なお、清流ホームは、(仮称)緊急一時宿泊施設の設置後は、現行の緊急一時宿泊者用の入所定員枠を廃止し、就労による自立を総合的に支援する施設として運営する。

公園等清掃事業の実施

社会参加の機会を通して、就労や自立意欲の維持・向上を図るために、ホームレスの人々による公園や道路、河川などの清掃事業を、民間団体との連携により実施する。

(3) 就業機会及び住居の確保の促進

ホームレスの人々が自らの意思により、地域社会の中で継続して生活を営んでいくためには、就業の機会の確保と、併せて、安定した居住の場所が確保されることが重要である。こうしたことから、公共職業安定所と連携した職業相談の実施や、民間賃貸住宅の情報提供などに努めていく。

公共職業安定所と連携した職業相談の実施

清流ホームや(仮称)緊急一時宿泊施設において、公共職業安定所との連携・協力体制の強化を図り、職業相談や迅速な求人情報の提供を促進する。また、公共職業安定所との連携により、技能講習事業や民間企業での試行雇用事業の実施について検討する。

民間賃貸住宅に係る情報の提供

ホームレスの人々の個々のニーズに合った民間住宅への入居を支援するため、民間賃貸住宅に係る団体と連携し、賃貸住宅や保証人不要の住宅等の情報提供を促進する。また、民間保証機関の保証制度に関する情報の提供などを行う。

(4) 社会福祉施設の活用及び生活保護の適用

ホームレスの人々のうち、高齢の人や障害のある人などについては、居宅生活の可能性を判断した上で、保護施設、その他の社会福祉施設への入所や、住居の確保を助言・指導し、状況に応じ必要な保護を行い、その自立を図っていく。

社会福祉施設の活用

社会福祉法人や民間団体等と連携し、それらの法人・団体が運営する生活保護法に基づく保護施設や社会福祉法に基づく無料低額宿泊所などの社会福祉施設の活用を図る。

生活保護の適用

生活保護は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない者、すなわち、真に生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度である。

ホームレスの人々に対する生活保護の適用については、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに

留意し、各区役所保健福祉センター（福祉事務所）において、適切な保護を実施し、個々の状況を踏まえた自立に向けての支援を行っていく。

(5) 保健・衛生面の向上

ホームレスの人々が路上生活を脱却し、自立を図っていくためには、まず、心身の健康回復を図ることが必要不可欠である。ホームレスの人々に対する保健・医療の確保については、健康相談などにより、保健指導や医療を必要とする人たちを発見し、各区役所保健福祉センター（保健所）や医療機関との連携により、適切な指導や医療が受けられるよう支援するとともに、衛生状態の改善を図るため、シャワー提供事業を行っていく。

健康相談の実施

巡回相談事業などを通して、ホームレスの人々の個々の健康状態を確認し、保健指導や医療の必要がある場合には、各区役所保健福祉センター（保健所）との連携により、適切な指導や医療が受けられるよう支援を行う。また、シャワー提供事業や民間団体が行う炊き出しなどの場を活用して、保健師などによる健康相談・指導を実施する。さらに、清流ホームや(仮称)緊急一時宿泊施設への入所者に対しては、日常の健康相談を実施し、必要に応じて医療機関への受診を指導する。

結核健康診断等の実施

結核に罹患しているホームレスの人々を早期に発見し、適切な治療が受けられるよう、公園等において結核健康診断を実施する。また、清流ホームや(仮称)緊急一時宿泊施設への入所者については、入所前に結核健康診断の受診を義務付けるとともに、医療機関での健康診断を実施する。

シャワー提供事業の実施

ホームレスの人々の衛生状態の改善を図るため、民間団体との連携により、シャワー提供事業を実施する。また、シャワー提供事業に合わせて、各種相談事業を行うとともに、自立支援に関する施策の説明などを通して、自立意欲を喚起し、ホームレス状態からの脱却を支援する。なお、(仮称)緊急一時宿泊施設の設置後は、当該施設において事業を実施していく。

(6) 公共施設の適正な管理

ホームレスの人々が、公園をはじめとする公共施設等を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合には、公園、道路、市民利用施設等の施設の管理者と福祉部局等の関係機関が連絡調整し、自立の支援等に関する施策との連携を図りながら、巡回指導などの必要な対応を行い、公共施設等の適正な利用の確保を図っていく。

ホームレス自立支援等に関する施策の概要

現状と課題

ホームレスの現状

- ・ 203人 (H15.1月)
- ・ 前回調査に比べて増加
- ・ H11年 10月 111人
- ・ H13年 8月 131人

特徴

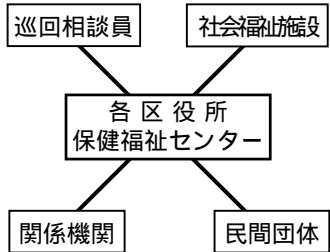
- ・ 路上生活期間が比較的小さい人の割合が多い。
- ・ 常用雇用から失業して路上生活を余儀なくされている人の割合が多い
- ・ 現状の生活から脱却して自立を希望する人の割合が多い

今後の課題

- ・ 関係機関との連携による総合的な相談・支援体制の整備
- ・ 自立支援事業の充実
- ・ 公園等公共施設の適正な管理

総合的な相談・支援の仕組みづくり

総合的な相談・支援体制の確立



巡回相談事業の実施

巡回相談員による助言・指導

専門相談の実施

弁護士等による専門相談

自立支援事業等の推進

公園等清掃事業の実施

(仮称)緊急一時宿泊施設の設置・運営

- ・ 心身の健康回復
- ・ 自立支援プログラム
- ・ 就労及び住居の確保の支援
- ・ 定員 40人

路上生活者等支援ホーム（清流ホーム）の運営

- ・ 就労の確保の支援
- ・ 定員 10人

就業機会及び住居の確保の促進

公共職業安定所と連携した職業相談の実施

民間賃貸住宅に係る情報提供

社会福祉施設の活用及び生活保護の適用

保健・衛生面の向上

健康相談の実施, 結核健康診断等の実施, シャワー提供事業の実施

公共施設の適正な管理

基本目標

路上生活からの脱却 自立した生活の定着

就労による
自立

福祉の援護
による自立

公園等公共施設の適正な利用の確保

市民協働による取り組みの推進
(仮称)ホームレス自立支援推進協議会の設置・運営

施策推進の基本的視点

個人の状況に応じた総合的・きめ細やかな対応

市民との協働による支援

6 計画の推進

(1) 計画の進行管理

実施計画に掲載した施策については、毎年度、施策の進捗状況を検証するなど、適正な進行管理を行う。

また、施策の進捗状況や、ホームレスの人々の推移、国の基本方針の変更等により、実施計画を変更する必要がある場合は、計画の見直しを行う。

なお、ホームレスの人々の動向と、施策の効果などを検証するため、ホームレスに関する実態調査を定期的実施していく。

(2) 市民協働による取り組みの推進

社会福祉協議会、福祉関係団体、地域団体、民間団体、商工団体、行政機関などにより、「(仮称)ホームレス自立支援推進協議会」を設立し、市民、地域、行政の協働により、地域全体の理解と協力を得ながら、ホームレスの人々の自立支援に向けた取り組みを推進していく。

仙台市ホームレス自立支援等実施計画《平成 16 年度 20 年度》

平成 16 年 11 月

仙台市健康福祉局健康福祉部社会課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号

電 話 022-214-8166

F A X 022-214-8194

E メール fuk005320@city.sendai.jp

仙 台 市

CITY OF SENDAI



古紙配合率 100%再生紙を使用しています